

史 通 淺 說

——唐代史官の史學理論——

は し が き

『史通』が中國に於ける史學理論の名著であることは、ここに贅言するまでもなく周知の事實であり、それが劉知幾(字子玄)なりに彼の史學理論を體系的に論じたものであるという清人浦起龍の指摘も、恐らく正鵠を得たものであらう。しかし今吾々がいきなりこの書を繙いても、彼の史學に關する諸見解が寧ろ分散的に各章に述べられ、その史學理論を體系的に把握することは難しいように思われる。それは七世紀の人たる劉知幾の思考と、二十世紀の吾々の思考様式の相違によるものであらうし、更につきつめて考えれば、彼の史學が今世紀の初めにして亡んだ紀傳體の史學理論であり、吾々の史學が西洋的史學であるということ

によるのかもしれない。近來『史通』の解説が屢ば企てられてはいるものの、彼の史學の體系を吾々に納得のゆくまで説き明したもののないのは、恐らくかかる理由によるものであらう。私がここに『史通淺說』なる表題を掲げたのは、『史通』を私なりの理解に従つて、構成的に論じてみたかつたからである。

一 史通執筆の動機

春秋・楚辭・史記などを例にとるまでもなく、凡そ歴史的に卓れた著述が爲されるには、必ずそれを著わさざるを得なかつた何らかの動機が著者にあるといわれる。ここに取り上げた『史通』も、史學の名著と目されるに適わしく、やはり劉知幾に執筆を餘儀なくさせた大きな動機があ

稻 葉 一 郎

つた。その最も根本的なものは、

皇家修五代史、館中壁藁仍存。皆因彼舊事、定爲新史。觀其朱墨所圖、鉛黃所拂、猶有可識者。（雜說中）

という一節に示される如く、唐代に改作された史書の史料批判の方法に對する不滿であらう。岡崎文夫氏が、「唐代の史家によつて編纂された歴史が總て取るに足らぬので、それが劉知幾をして史通を作らしめ、千古に亘る作史の方法を述べしむるに至つた」（『支那史學思想の發達』）と指摘されたのは正しいと思う。併し史通序にも、

嘗以載削餘暇、商榷史篇、下筆不休、遂盈篋。

とあり、彼の草稿は永い歳月に亘つて蓄積されたのであつて、これは必ずしも直接的な動機ではない。更に深い著述の動機が考えられるが、それはやはり當時の政治的・社會的な環境を考慮すべきであらう。既に新唐書列傳の撰者宋祁はその動機をここに求め、史通撰述に至つた經過を二つの側面から述べる。前半には劉知幾が史館に長官のみ多く、その方針の不統一なのを嫌い、五不可論を上つて職を去らんとするに至つた事情を、そして後半では「武后實錄」編修の際、武后の片腕武三思等に、史官の正義感から

行つた曲筆の改正を拒否された事實を、巧みに並列し、その動機とするのである。私にはこの説が正しいと思われるが、今少し補足するなら、當時は恰かも唐朝を篡奪した武韋二后の時代に當り、その濫官政策に伴い、史館は多くの史務に無知な、阿諛の徒に獨占され、その當然の結果として、劉知幾の修史は彼らの掣肘を蒙ることとなつたのである。彼はかかる當時の史館の實情を、

凡所著述、嘗欲行其舊議。而當時同作諸士及監修貴臣、每與其（言）鑿柄相違、齟齬難入。故其所載削、皆與俗浮沈。雖自謂依違苟從、然大爲史官所嫉。（自敘）

と述べている。然し劉知幾が憂慮したのは、右の如く意見が相違し容れられないというだけではなかつたのである。極端な場合には、

然今館中作者多士如林、皆願長喙、無聞齟齬。儻有五始初成、一字加貶、言未絕口、而朝野具知。筆未栖毫、而搢紳咸誦。（忤時）という状態であつた。彼らは劉知幾に修史を委せ、自らは筆を取ることにすらせず、彼の叙述の僅かの忌諱をも捉えて吹聴するのである。最早や史官に残された道は阿諛盲従以外にない。併し多少とも史務に忠實たらんとすれば、これは到底容認できないに相違ないであらう。かくして史才あ

る史官は四面楚歌の中に退陣を餘儀なくされるに至つたのである。

史官は本來歴史事實を正確に描寫することを以て任とする。然るにそれを忠實に實行できないとすれば、最早や史館に居ることはできない。曰く、「嗟乎、任その職に當ると雖も、吾道行われず。時に用いらるるも、美志遂げられず」(自叙)と。かくて永年に亘る史學理論の蘊蓄を、この激情によつて一氣に纏め上げたのが『史通』だつたのである。

二 史 才 論

扱、劉知幾の史學理論を述べるに當つて、私は便宜上彼が右の如き當時一般の史官に對し、本來史官は如何なる才能を備えていなければならないかを論じた史才論より始めようと思う。

抑も史才論とは、劉知幾が史館に在つた時、禮部尚書・監修國史の鄭惟忠に「古來文士は多いのに、史才の少ないのは何故か」と問われたのに對する解答であつて、史官は才・學・識の三才を兼備しなければならないことを、比喻を用いて論じたものである。所で才學識のそれぞれについ

て、その後多くの學者に穿鑿されてはいるものの、比喻の曖昧さの故に、未だに一定の解釋がない。そこで先學諸氏の所見を列舉し、問題點を明らかにしつつ、私見に及ぶこととする。尚、史才論は舊唐書・新唐書各本傳及び唐會要(卷六三修史官)の何れにも見えるが、今、舊唐書の原文を引用すると、

(一) 夫有學而無才、亦猶有良田百頃、黃金滿贏、而使愚者營生、終不能致於貨殖者矣。」

(二) 如有才而無學、亦猶思兼匠石、巧若公輸、而家無梗杵斧斤、終不果成其宮室者矣。」猶須好是正直、善惡必書、使驕主賊臣、所以知懼。」此則爲虎傳翼、善無可加(作知非)、所向無敵者矣。となる。

扱、この史才論に觸れた最初の人は明人胡應麟^①である。彼は劉氏の才・學・識のみでは史官として不十分であつて、之に加えて公心・直筆の才をも兼備すべきを主張する。これは彼が公心・直筆の二才を才學識の概念の中に含めていないことを示すといつてよいであらう。胡氏が寧ろ自説を主張する爲に史才論に觸れたのに對し、才學識そのものに自解を施したのが章學誠^②である。彼は孟子の、

其事則齊桓・晉文、其文則史、義則夫子(丘)自謂竊取之矣。

という春秋説を據り所に、才・學・識を、それぞれ文・事・義とし、更に之に加えて史徳をも兼備すべきを主張した。これはその後章氏の評價が高まるにつれて權威を持ち、傳統的解釋となつて張采田^①、傅振倫氏^②等に承け繼がれたが、最近の白壽彝氏は、この傳統から脱皮しつつある。氏は主として孟子に據り乍らも、班固・范曄を援用し、學を材料と工具、才を生産方法、識を思想觀點とする。そして識を詳説し、これは史料審査と選擇に發揮され、(一)博採と善擇、(二)兼善と忘私、(三)探賾(實事求是・反對臆説)の三つをその機能とするという。白氏の説は才・學に關しては私の考に近い。しかし識については「忘私」の一點を除き所見を異にする。

この他我國には井貫軍二氏に、「劉知幾の史才三長について」(『史學研究』十一ノ三)と題する論文があり、氏はそこで「才は叙述の方面を指し、學は具體的な事實に關する智識を意味し」、「歴史事實に對する智的の方面が學であり、意欲的の方面が識である」と述べておられる。但、氏の説は識について私見と少し接近しているようであり、才・學についても部分的に一致するが、規定の稍曖昧な爲も

あつて、全面的に受容するには躊躇を感じる。

以上、私は主として四氏の解釋を大まかに紹介したが、ここで私見を少し詳細に述べなければなるまい。

先ず、有才無學・有學無才を論じた二條は、何れも歴史家として資格に缺けることを指摘するものであるが、この比喩を劉知幾自身の考えに即して解く爲には、やはり同様の比喩を用いた文を補助的に利用すべきであろう。雜説(下)篇の記述は即ちそれである。

假有學窮千載、書總五車、見良直而不覺其善、逢抵牾而不知其失。葛洪所謂藏書之箱篋、五經之主人。而夫子有云、雖多、亦安用爲。其斯之謂也。

と。史才論にいう所の「良田百頃、黃金滿籩」とは、ここにいう「學窮千載、書總五車」に當り、彼の「愚者營生、終不能致於貨殖」は、此の「見良直而不覺其善、逢抵牾而不知其失」に相當すると考えられる。若しこの推測に誤りがなければ、この二つの記述は雜述篇の、

且夫子有云、多聞擇其善者而從之、知之次也。苟如是、則書有非聖、言多不經、學者博聞、蓋在擇之而已。

というのに關連すると見て差支えないであらう。つまりこの一條は學と才との關係に觸れ、博學の意義を以て、その

中から眞善なるものを選び可能性にあるというのである。従つて若し博學を右の點で活用できないとすれば、眞偽何れをも辨別できず、結局誤謬・虚偽をも眞實と看做して信ずることとなる。史才論の有學無才とは即ち之をいうのであつて、修史に即して解釋すれば、豊富な史料を有し乍ら、唯史料を羅列するに終始して、その眞偽を辨別するを得ず、従つて史料の背後にある歴史事實をも把握できないものということになるであらう。されば之に對する有才無學は、史料批判の才能を有し乍ら、史料の備わらない爲、その批判の不可能なものをいうことになる。假に一史料を有するとしても、唯一の史料では比較の對象がなく、従つて餘程大きな虚偽がない限り、史料に疑を生ずるに至らないであらう。故に史家は一箇の面的な見解を墨守し、歴史叙述に於いてその一面的見解を後人に押しつけ、結果に於いて人を誤らせる可能性が生れるに相違ない。このように考へるなら、有才無學・有學無才何れも眞實の認識を得るに至らず、歴史叙述に及ぶべくもない。史官は少くともこの兩者を兼備しなければならないのである。

併し乍ら才と學を兼備することは史官としての最低の條

件が備わつたというに過ぎない。劉知幾は史官に對し今一つの能力として識を要求するのである。但しこの識については、史才論にそれと指摘していないが、私はこれも史通の中から補助的記述を見出すことによつて、解決の手掛りが得られると思う。史才論と多少のずれはあるが、やはり三才について觸れた辨職篇の一節に、

史之爲務、厥途有三焉。何則彰善貶惡、不避強禦、……此其上也。編次勒成、鬱爲不朽、……此其次也。高才博學、名重一時、……此其下也。

とある。史務を實行するにはその才がなければならないから、それを論じた此の篇は暗々裡に史才論が展開されているといつてもよいであらう。今、これと史才論を比較するに、此の第三條の高才博學は、彼の才と學に當ることは自明であるから、前二者より識に該當するものを求めると、第一條の「彰善貶惡、不避強禦」とは、史才論の第二條に續いて、

猶須好是正直、善惡必書、使驕主賊臣、所以知懼。

というのに内容的に一致することが分る。されば殘された第二條の「編次勒成、鬱爲不朽」は、史才論の才を表わす

「致於貨殖」及び「成其宮室」に相當するから、これは才の概念中に包攝されると見ることが出来るであらう。

要するに、才とは史料批判より、文筆の才を含み、史書構成に至るまでの能力と識見を意味し、學とは多聞・博識を、識とは歴史叙述を遂行する爲の正義感、若しくは政治的道徳性を指すことになる。史官たらんとする者は、この三才を兼有して始めてその資格を持つのである。

以上の比定に誤まりがなければ、胡應麟が史才として才學識の外に公心・直筆を加えよというのは、識を誤解し、蛇足を加えたというべきであり、章學誠が孟子の春秋説に本ずき、才を文、學を事、識を義とし、之に史徳を加えよというのも、最初の比定に於いて獨斷に失し、従つて識に含まれると考えられる史徳を新に加えることは、胡氏と同じ誤謬を犯すこととなるであらう。されば章學誠を承けたと考えられる張采田・傅振倫・白壽彝の三氏の説も、孟子を據り所とする點より、章氏と同様の批判を蒙らなければならぬ。

三 史料批判

右の史才論で、私は博學を豊富な史料と解し、高才を以てそれを批判的に操作できる能力とし、この二者の關係を史料批判に結びつけて論じてきた。この章では主としてこの史料批判について劉知幾の考を今少し詳細に考究しよう。

(一) 史料。所で歴史の内容を構成する史實は、いう迄もなく多くの史料の中から汲み出されたものである。そしてこの史料から批判的に史實を採擇する操作が、ここにいる史料批判に他ならない。従つて劉知幾の史料批判を論ずるには、先ず史料が彼に如何に理解されていたかを明らかにする必要がある。但、史料にもそれを採用する史家の立場から色々の等級づけがなされるが、彼の尊重する史料を最も總括的に示すのは、當時の史館に於ける史料の不備を論じた忤時篇の一節である。そこで彼は理想的な状態として嘗て漢代に於ては公私に亘る全ゆる著述が史官の仕える秘府に先ず上つたことを述べ、それにひきかえ當時の史館の在り方を、

(由是史官所修、載事爲博、⁽¹⁾爰自近古、此道不行。史官編錄、唯自詢採。而左右二史、闕注起居。⁽²⁾衣冠百家、罕通行狀。⁽³⁾求風俗於州郡、視聽不該。討沿革於臺閣、簿籍難覓。

と論ずる。ここにいう所の四種の文書が彼の尊重する史料であることは、その嘆息混りの文章から容易に窺われるであろう。即ち(一)は起居官(郎・舍人)による天子の言行録ともいふべき起居注、(二)は主として百官の個人的事迹を記した諸行狀、(三)は地方官の提出する當時の風俗報告、(四)は諸制度の沿革及び貴顯百官の家系等に關する官廳所藏の簿籍であつて、何れも公文書又は公人に關する公的記錄であるが、史官であつた彼はかかる記錄を根本史料と考えていたのである。併し右の文にも見える如く、これらの史料の有無は制度の在り方によつて左右されるものであつて、寧ろ完備することは少かつたらしく、而も、

國史之任、記事記言、視聽不該、必有遺逸。於是好奇之士、補其所亡。(雜述)

とある如く、史家の不注意及び關心の狹さによつて、史料に遺漏もあつた如くである。

さればかかる史料の闕漏を補うには、正統ならざる史料、公的でない一般の記錄に援けを借りなければなるまい。

偏記小説、自成一家、而能與正史參行。(雜述)

という一般人の手に成る記錄は、かかる史料の補亡という

點で彼に價値づけられていたのである。既に右の如く史料の遺漏を豫測し、その補亡の對策を講ずる以上、彼によつて補亡の史料の整備がなされていなければなるまい。今その十種に亘る史料の分類と各内容の特徴を略述すると、次の如くである。

(一)偏記：或る政權に關する不完全な記錄。(楚漢春秋、山陽公載記、晉安帝紀、梁昭後略)

(二)小錄：人物に關する不完全な傳記類。(竹林七賢論、漢末英雄記、懷舊志、知己傳)

(三)逸事：國史の記載を補うべき好事者の記錄。(汲冢紀年、西京雜記、(古文)瓊語、宋拾遺)

(四)瑣言：人物の側面を傳える通俗的な記錄。(世說、語林、齊語錄、八代談叢)

(五)郡書：地方的名望家に關する記錄。(陳留耆舊傳、汝南先賢傳、益都耆舊傳、會稽典錄)

(六)家史：主として名族個々の家の記錄。(揚雄家牒、殷敬世傳、孫氏譜記、陸宗系歷)

(七)別傳：隠れた善功ある人々の記錄。(列女傳、逸民傳、忠臣傳、孝子傳)

(八)忠臣傳、孝子傳

(イ) 雜記…尋常ならざる怪物等の怪異聞見錄。(志怪、搜神記、幽明錄、異苑)

(ウ) 地理書…(四)の人物に對する地理・山川・風俗等環境を述べた書。(荊州記、華陽國志、辛氏三秦記、湘中山水記)

(ハ) 都邑簿…古來の帝王根據の地に關する記錄。(關中記、洛陽記、三輔黃圖、建康宮殿簿)(雜述)

この他にも劉知幾は呂氏春秋・淮南子・抱朴子等の所謂諸子類をも叙事を宗とする點より史料と看做すのである。そしてこれら十種の書が彼にとつて補亡的補助的史料に過ぎないのは、

大抵偏記小錄之書、皆記即日當時之事。求諸國史、最爲實錄。然皆言多鄙朴、事罕圓備。終不能成其不刊、永播來葉。徒爲後生作者削棄之資焉。(雜述)

とあるのに明かな如く、事件の始末が完備せず、表現が野鄙な爲である。併し當時の實情を傳えた貴重な生の記錄である以上、之を捨て去るわけにはゆかない。結局彼にとつて、これらは「削棄の資」とする以外、救う道がなかつたのである。

(二) 史料批判。然らば劉知幾はこれらの史料を用いること

によつて、如何に史料操作を行つたであらうか。彼の史料批判の在り方を端的に述べたものは、暗惑篇の次の一節であらう。

蓋…練三史者、徵諸子之異聞、加以探賾索隱、然後辨其紕繆。と。つまり史料相互の矛盾を手掛りに史料操作を重ね、その誤謬を辨ずるのである。併し彼の批判はかかる考訂に止まらない。探賾篇には右の一部を敷演して、

考衆家之異說、參作者之本意、或出自胸懷、枉申探賾。或妄加向背、輒有異同。

という。彼は史料の整齊は固より作者の本意までも考察し、それによつて眞偽を辨ずるのである。この段階では史料の正統か否かはそれほど重要な意味を持たない。眞實のみが重要なのである。彼が班固の誤謬を指摘しつつ、

若乃旁求別錄、側窺雜傳、諸如此謬、其累實多。…(品藻)

というのはその傍證となる。正統史料と雖も、誤謬や虚偽が含まれるなら、當然之は排除されなければならない。そして排除された部分は別の記錄によつて補填されることになる。かくして諸々の異聞・異説を據り所に史料が批判的に操作されるのである。

所でかかる批判方法に對して、恐らく次の如き疑問が提出されるであらう。即ち右の如く多くの史料を唯だ比較し、批判を行うとして、かかる比較という安易な方法のみによつて果して嚴密な眞僞の辨別が可能であらうか？史料が成立する過程は複雑であり、従つて史料の性質にも種類の差異がある。故に史料批判には、個々の史料の吟味が爲さるべきではないかと。私はこの假設の疑問を解く爲に、少し方法を變えて、近代史學に於ける史料批判の立場から、具體的に彼の史料批判を分析しようと思う。尚、以下煩々しく述べるのは、西洋に於いて十四世紀より十七・八世紀に至り漸く完成した史料批判の方法が、既に七世紀の人たる劉知幾によつて行われていたことをも、示したいからである。

(1)、外的批判。この形式を代表する史料批判は、恐らく雜說(下)篇の次の批判であらう。

李陵集有『與蘇武書』。詞彩壯麗、音句流靡。觀其文體、不類西漢人。殆後來所爲、假稱陵作也。」遷史缺而不載、良有以焉。編於李集中、斯爲謬矣。

と。ここに李陵集中の蘇武書を偽作なりとする判斷は、文

體が時代によつて變化することを前提として始めて成立するものであつて、西洋で十五世紀頃盛んに行われた文獻批判と軌を一にするものである。併しこの判斷が彼自身、文體の變遷を明確に理解した上で爲されたものか否かは検討する必要があるであらう。極く簡單に彼の文體論を窺うなら、彼は先ず文體が變化し始めた貌を、

且漢代詞賦、雖云虛矯、自餘它文、大抵猶實。至於魏晉已下、則僞謬實同。(載文)

といい、そしてそれが結局、

自梁室云季、雕蟲道長。平頭上尾、尤忌於時。對語儼辭、盛行於俗。(雜說下)

という状態になつたという。つまり文章の墮落の始めは漢の詞賦にあつた。併しそれでも漢代には詞賦を除いては大體質實且つ内容のあるものであつた。然るに魏晉以降はこの詞賦的傾向が一般の散文にまで及び、梁末には遂に淫麗且つ對句の文章が流行するに至つたというのである。この考えは大體正しいと思われるが、之によつて先に彼が指摘した「詞彩壯麗にして、音句は流靡なり。その文體を觀るに西漢の人に類す」とは、かかる文體の變遷を念頭ににして

發せられたものであることが明らかになつたであらう。

併し彼の批判は單に文體の點からのみ爲されるのではない。その裏付けを同時代的著述であり、且つ李陵とも關係の深い司馬遷の史記に求めるのである。少くとも此書が當時實在したのなら、何らかの形で彼が觸れる筈である。然るにそれをしないとすると、右の文體（論）より爲された判断は十分の妥當性を持つことになる。「遷の史缺いて載せず、良に以^{（き）}あり」とは即ちこれである。かくてこの二點から「與蘇武書」は後人の僞作と看做されるに至つたのである。尚、この「與蘇武書」批判は、後に蘇軾・郭孔延らによつて一層徹底させられるが、正しくこの文獻批判の方法こそは、近代史學に於ける、史料の眞純性を問う、所謂外的批判の方法に他ならないのである。

(2)、右の如き批判方法は、史料の経過した時間、或いはその持つ個性の距離が大きい場合に始めて可能なのである。同時代人の著述であるか、又は文體・文字等に著しい特徴が認められない場合には、この方法は効果を發揮できない。又右の方法はその批判の性質より明らかな如く、飽くまでも一次的・準備的な方法であつて、史料批判がこの

段階に止まることは許されない。そこで右の如き外形的な點で史料が虚偽・誤謬を犯していない場合に採られる方法が、先述の同時代的史料相互の比較による批判方法である。尚、私は先の理論が實際には如何に行われていたかを、疑古篇の具體例によつて、少し細かく解説してみよう。即ち、

湯誓序云、「湯伐桀、戰于鳴條。」又云、「湯放桀於南巢、唯有慙德。」而周書殷祝篇稱「桀讓湯王位、云云。」此則有異於尙書。と。先づ同一事件に關する尙書と逸周書の記載を比較し、湯王が桀を放伐したという記述と、桀が湯に禪讓したという記載の間に矛盾を發見するのである。そこで劉知幾はこの兩者の關係について、一つの假説を立てる。

如周書之所說、豈非湯既勝桀、力制夏人、使桀推讓、歸王於己。蓋欲比跡堯舜、襲其高名者乎。

と。併しこれだけでは二の記載の是非は決定し難い。そこで別の史料（即ち墨子）によつて自己の推論を確かめる。

又案墨子云、湯以天下讓務光、而使入說曰、「湯欲加惡名於汝。」務光遂投清冷之泉而死。湯乃卽位無疑。……

と。湯王の評價は逸周書と墨子では、惡人である點に於いて類似し、尙書だけが異なるのである。されば愈々尙書の記

載は疑わしいものとなる。

(二?) 夫(周)書之作、本出尚書。孔父截翦浮詞、裁成雅詁、去其鄙事、直云慝德。豈非欲滅湯之過、增桀之惡者乎。

とは劉知幾の結論である。本々逸周書も尚書も、(古)尚書に由來するものであるから、二書の記載はそう食い違ひがある筈がない。然るに兩者が大きく相違し、而も前者に傍證が得られたとすれば、白・黒は自ら明らかである。恐らくこの相違は孔子が尚書を整理した際の操作の不當によるものではないか、と。

要するに、同時代的史料相互の矛盾の指摘という點ではこの方法は寧ろ外的批判の枠内にある。併し内容そのものの吟味に踏み込んだ點で、内的批判に一步前進したものであるということが出来るであらう。

(3)、内的批判。扱、右の方法は或る歴史事象につき、相互に比較できる史料が備わり、史料相互間に叙述の矛盾がある場合に始めて可能なのである。従つて若し複數の史料にして一の系統に屬し、それらの記述に矛盾のない場合、或いは單一の史料のみの場合には、假令記載に虚偽や誤謬があつても、右の方法では發見され得ないであらう。

この際、歴史家の多年の経験及びそれよりする鋭い洞察力によつて、史料の信憑性を吟味するのが内的批判である。暗惑篇の豊富なるこの種の批判の中から、その一例を擧げると、

又東觀漢記曰、郭伋爲并州牧、行部到西河美稷。有童兒數百、各騎竹馬、於道迎拜。伋問「兒曹何自遠來。」對曰「聞使君始到喜。故事迎。」伋辭謝之。事訖。……(略)

と東觀漢記を引き、劉知幾の批判が展開される。長文であるから、今その要點のみを述べると、問題點は太守と兒童との關係及び晉陽と竹馬との關係の二點である。前者に就ては儀禮上から問題が提起される。即ち漢時に於ける太守の儀裝は諸侯にも匹敵するものであり、その行列は嚴肅であつて、兒童が太守に近寄るなど到底許されないことであり、且つ有り得ない話である、と。又後者に就ては地理上から問題になる。元來、晉陽は竹を産しないので有名な土地である。苟くも竹は晉陽では貴重品である。従つて何百という兒童が、その貴重品で作られた竹馬に騎り羣戲するなど、有り得ない話ではないか、と。かくしてこの二點より東觀漢記の記載の不可信性が暴露されたのである。

以上、三例に亘つて論じ來つた所より、劉知幾の史料批判が決して安易な比較考訂に止まるものではなく、個々の史料についても、甚だ嚴密な批判を加えていることが理解されたと思う。要するに、彼は史料操作を行うに當り、一の正統史料に満足することなく、多くの史料より、より公正な而もより眞實に近い史料を擇び、可能な限り正確な歴史像を描くことを史官本來の任務と考えていたのである。

先に引いた暗惑篇の一節を結んで、

語曰（盡）信書、不如無書。蓋爲此也。夫書彼竹帛、事非容易。凡爲國史、可不慎諸。

という言葉は、彼が如何に史料批判を慎重に考えていたかを示して餘りあるであろう。

四 歴史叙述

右に私は劉知幾の方法として、史料操作を行うには慎重であるべきを述べ、そして、

（盡）信書、不如無書。……夫書彼竹帛、事非容易。

という一節を引いた。併し乍ら、この一節は唯だ史料批判の在り方のみを述べたものではなく、その結果としての歴

史叙述も、やはり容易でないことを述べたものの如く思われるのである。然らばかかる容易でない歴史叙述は彼によつて如何に考えられていたであろうか。私はこの問題を（一）「歴史叙述の對象と目的」、（二）「叙述方法としての文體論」の二點より考察したい。

（一）歴史叙述の對象と目的

既述の如く、史料批判は多くの史料中より歴史事實を擇び出す重要な操作であつた。所で、かかる歴史事實は史官によつて無目的々に擇び出されたものではない。既に目的に従つて擇び出されたものであるならば、歴史事實は何らかの形式に従つて整理・表現されなければならないであろう。そこで何を、又何の爲に叙述すべきかを確認する必要がある。劉知幾はそれにつき、

又書事之法、其理宜明。使讀者求一家之廢興、則前後相會。討一人之出入、則始末可尋。（感經）

と述べている。一家の廢興とは王朝の興亡を、一人の出入とは即ちその王朝下の個々人の出處進退等をいい、前者は本紀（編年史）で、後者は主として列傳で論ぜられるが、彼は史官がこれらの主題を明確に意識し、合理的因果的に

説くことを要請するのである。既に主題（對象）が二つに分れるから、歴史叙述の目的もそれぞれに随つて分れることはいふまでもない。

(1)、列傳の叙述とその目的。扱、列傳の叙述の對象は個人の出入であつた。所で列傳が個人の叙述の對象にするとしても、一王朝下に生存した全ての人を叙述することは、數の上から到底不可能であることはいふ迄もない。又そうすることは、歴史的に價值のある事象を叙述するという歴史本來の在り方とも背馳する。従つて歴史叙述の對象となる人物には自から一定の制限があり、そこに選擇の必要が生ずるのである。然らばその採擇の基準を何處に置くべきか。彼は之を説明して、

夫天下善人少、而惡人多。其書名竹帛者、蓋唯記善而已。（人物）と述べる。善人といい、善といい、曖昧な概念であるが、勿論ここにいる善人とは、忠義孝等の主として道德的見地から顯彰すべき人を指し、その稀少價值を尊ぶのである。

然るに善人ばかりではなく、惡人でも列傳に名を連ねることがないではない。それは如何なる場合かといへば、

至如四凶列於尙書、三叛見於春秋、西漢之紀江充・石顯、東京之

載梁冀・董卓。此皆千紀亂常、存滅興亡所繫。既有關時政、故不可闕書。（人物）

と。歴史叙述に當り、劉氏の主とする所は王朝の始末を論ずることであるから、人物の採擇も王朝の立場から爲される。法外の惡事、例えば一國の滅亡に繋がる罪惡、又は存立を脅かすような惡業を働いた者は、時の政治に係したという點から之を載せるのである。

所で右に擧げた二者の中間に在る者は、彼によつて如何に評價されたであらうか。少しばかりの善業又は功績のある者に對しては、

或才非拔萃、或行不逸羣、徒以片善取知、微功見識。闕之、不足爲少。書之、唯益其累。（人物）

と述べる。要するに歴史に記録するだけの價值がないのである。然らば醜行や不心得のある者はどうか。

至如不才之子、羣小之徒、或陰情醜行、或素餐尸祿。其惡不足以曝揚。其罪不足以懲戒。（同右）

と。そんなちつぽけな罪惡を顯録しても、何の懲戒にもならない。やはり歴史的價值に乏しいのである。要するに、善惡兩面に亘つて、群を抜き出る者のみが、勸善懲惡の觀點からする歴史的價值を擔い、その限りに於いて、載筆の

對象となるのである。

かくして歴史的價値を擔う人物が選擇されると、その歴史的價値を明瞭ならしめる爲に、これらを或る基準に本いて分類する必要が生ずる。勸善懲惡を主とする劉知幾の歴史叙述に於いて、この操作は重要な意味を持ち、彼の列傳叙述の究極の目的も、この分類（品藻）によつて果されることになるのである。然らば品藻の目的は何か。それは恐らく次の如く解せられる。嘗て孔子は春秋を筆削し、善惡悉く直書することによつて、亂臣賊子を懼れさせたという。併しそれは（古）編年體の歴史での毀譽褒貶である爲、惜しむらくは事件の始末を尋ね難いのと同時に、その意圖も明確に把握し難い。そこでこの意圖を効果的に發揮せしむるべく、かかる編年體史の短所を匡す爲に考案されたのが、紀傳體史（の品藻）であらう。劉知幾の言にその意を盡す。

夫能申藻鑑別流品、使小人君子臭味得朋、上智中庸等差有叙、則懲惡勸善、永肅將來、激濁揚清、鬱爲不朽者矣。（品藻）

と。史官の公正な鑑識眼により採擇された人物を、相似た言動・性格をもとに品藻する。そしてそれぞれのグループ

に、各々該當する題目を加えるから、その功罪は一目瞭然となり、上智君子の列に名を連ねる者は永く後世に稱せられ、下愚小人に一括される者は萬世に醜名を残すこととなる。かくして人は醜聲を恐れて善に務めるようになるであらう。

このように全ての人をして善に趨かしめるのが、歴史叙述、殊に列傳叙述の究極の目的であり、品藻が紀傳體史に於いて重要な意味を持つ所以もここにあるのである。

(2)、本紀（編年史）叙述の目的。列傳叙述の目的が右の如しとすれば、之に對する本紀の一家の興廢を記す目的は何か。これは劉知幾の歴史觀に通ずる大問題であるが、私は之を彼の王朝興亡論から始めたいと思う。漢書五行志雜駁篇に次の如き記述がある。

（…）案春秋諸國權臣可得言者、如三桓・六卿・田氏而已。如雞澤之會、湏梁之盟（…）穀梁謂大夫不臣、諸侯失政、譏其無禮自擅、在茲一舉而已。非是如「政由三曹氏」、祭則寡人、」相承世官、遂移國柄、若斯之失也。

と。即ち、穀梁家は大夫の不臣・諸侯の失政という事件が雞澤・湏梁の會盟で一舉に生じたように述べるのであるが、劉知幾はこの説を批判して、飽くまでも歴史的に説く

ことを主張するのである。初め政治は甯氏、祭事は寡人というように、君主の譲歩で祭・政の分掌が成立したが、それが世襲される間に、何時の間にか家職となり、遂に政治權力を一手に収め、國事を左右し、主君を無みする迄になつた。その結果が大夫の不臣・諸侯の失政であつて、雞澤・涇梁の會盟に於ける大夫の無禮自擅もかく解すべきではないか、と。換言すれば、歴史的事件は人間を中心に、漸積の結果として生ずるのであり、歴史的事件が事件として成立する爲には、その素地が出来ていなければならないといふのである。

所で、彼にはかかる合理的な考えとは別に、それと對立する考えがあることを見逃してはなるまい。彼はこの（一家の）興廢につき、

夫人廢興時也。窮達命也。而書之爲用、亦復如是。云云。（鑑識）

とも述べるのである。ここにいう時、或いは命なる語からは、その下に續く「而書之爲用、云云」なる句によつて、その神秘性・不可知性がかなり削減されるにしても、この一文は合理的に説明できない力が人の壽命・國家の興廢に

關係することを、彼が否定していないことを示す。勿論大きな矛盾である。併しこの矛盾を以つて、一概に劉知幾を低く評價することは早計であらう。王朝の興廢という歴史的事件に關して、彼が天命の支配を絶對的なものと考えていないことは、次の一文によつて窺うことができる。

魏世家太史公曰『說者皆曰「魏以不用信陵君、故國削弱、至於亡。」余以爲不然。天方令秦平海內、其業未成。魏雖得阿衡之徒、曷益乎。』夫論成敗者、固當以人事爲主。必推命而言、則其理悖矣。（雜說上）

と。即ち、成敗を論ずるには人事を第一義とせよ、天命を以て全てを割切るなら理が立たない、といふのである。この一節にも彼が消極的乍ら天命を認めていることが分る。然らば、何故天命を以て成敗を論じないのであろうか。それには彼が史官として、天命の絶對的支配を認めたくとも、認めてはならない立場に置かれていたことを知らねばなるまい。

必如史公之議也。則亦當以其命有必至、理無可辭。不復嗟其智。能。頌其神武者矣。夫推命而論興滅、委運而忘褒貶。以之垂誠、不其惑乎。（同右）

と。要するに、一國の興亡を論述する究極の目的は、公正

な描寫を通じて褒貶を加え、鑑誠を垂れるにある。若し天命を第一義に押し出せば、それが爲に歴史の意味を寓することができなくなるのである。彼が神秘主義を部分的に有し乍ら、人事の因果關係に本ずき、政治世界の推移を合理的に説明せんとするのはこの爲である。

かく考察するなら、劉知幾が諸侯の失政を歴史的に述べんとする態度と、天命を主にして一家の興廢を論ずるのを批判する態度とは基本的な點で繋がる事が分る。若し一朝の興廢を、天命を主にして論ずれば、人の行爲は歴史的事件と無關係にならざるを得ず、歴史的事件は一舉に突發し得ることとなる。かかる歴史はいわば人の疎外された歴史であつて、そこには史官として何らの褒貶も加えることができず、従つて史書の規範性も失われてしまうからである。

要するに本紀叙述の目的は、諸君主が興亡をもたらした所以を明らかにし、そこに褒貶を加え、後世に鑑誠を示すことにあつたのである。

(二) 叙述方法としての文體論。

扱、既に劉知幾の意圖する歴史叙述が右の如き鑑誠を或

いは規範を主たる内容とするならば、その内容の表現も等閑に附すべきでない。歴史はその内容に相應した表現が爲されねばならないであらう。彼は之を、

夫史之稱美者、以叙事爲先。至若書功過、記善惡、文而不麗、實而非野、使人味其滋旨、懷其德音、三復忘疲、百遍無厭。

(叙事)

と述べ、歴史叙述の理想的な姿とするのである。併し理想は往々にしてそれと正反對の非理想的な現實の中から生れる。彼が言語・浮詞・叙事の諸篇を始め、『史通』の至る所で文を論ずるのは、かかる理想とは懸け離れた現實があつたからである。かかる現實を踏えた理想論は文に對する彼の主張を率直に示すが、今かかる理想に反した點を擧げるなら、當時盛んであつた駢體文の煩冗さと、時代性を無視した古い語法の模倣との二點に絞られるであらう。先ず彼は駢文批判を、

自茲已降、史道陵夷。(……)其爲文也、大抵編字不箋、摳句皆雙。修短取均、奇偶相配。(……)彌漫重沓、不知所裁。(叙事用晦)

と述べる。いう迄もなく駢體文は形式美を尊び、文章を整えることを主たる理念とするが、彼が史書から駢文を排斥するのは、不要な修飾、語句の重複、及びそれに伴う表

現の婉曲化にある。特に婉曲な表現は、

(…)若田氏世家之論成子也、乃結以韻語、纂成歌詞。欲加刊正、無可登革。(暗惑)

とあるによつて窺われる如く、精確な事實の把握を困難にし、従つて之を史料として用いることを不可能にする。この史料に對する立場は歴史を讀む立場にも通ずるから、これは規範の書の表現として甚だ不適當といわねばなるまい。そこで彼はかかる駢文の特質である繁華をなくする方法として、省字と省句という二つの基準を立て、文章を句と字の二點から批正することによつて、簡潔且つ的確に事象を表現することを主張したのである。

春秋經曰、「隕石於宋五」。夫聞之隕、視之石、數之五、加以一字太詳、減其一字太略。求諸折中、簡要合理。此爲省字也。(叙事尙簡)

とは彼の文章の在るべき姿を端的に示す。歴史はかく一字の過不足なき文章により、的確に表現されねばならないのである。

尚、この他に彼は古い語法の模倣を排斥した。言語篇で彼は常に當時の言語を以て歴史を叙述すべきを強調するのであるが、これもやはり歴史の事實を的確に表現せんとす

る精神に通ずるものである。裴松之に贊同して論じた次の一文はそれをよく示す。

(…)故裴少期譏孫盛錄曹公平素之語、而全作夫差亡滅之詞。雖言似春秋、而事殊乖越者矣。

と。つまり如何に歴史事象が古今類似しようとも、畢竟それは類似以外の何物でもない、歴史は當時の個性の叙述でなければならぬのであり、従つて歴史事象は各々の時代性を表わす當時の言語で的確に描寫されることが要請されるのである。

左傳が彼によつて最も理想的な史書と考えられるのは、かかる條件が満されているからである。

尋左氏載諸大夫詞令、行人應答、其文典而美、其語博而奧、述遠古則委曲如存、徵近代則循環可覆。……(申左)

と。春秋時代特有の典雅な言語による的確な表現、及び當時を彷彿させる書きぶりに、彼は高い價值を認めるのである。

所で、以上の歴史叙述の方法に關連して、次に之を支える哲學にも論及しなければなるまい。既に私は歴史が嚴密な史料批判の結果得た正確な歴史像を著わすべきものであ

り、その叙述は君臣兩者に對する鑑誡を目的とし、その故にこそ、その文章も等閑に附すべきものでないことを述べた。これらは史官として必須の才能であり技術であるが、併し史官として鑑誡とするに足る、眞の歴史を叙述する爲に缺くことの出来ないのが、次に述べる精神である。

蓋明鏡之照物也、妍媸必露。不以毛嬙之面而或有疵瑕而廢其鑒也。……夫史官執簡、宜類於斯。（感經）

とは、即ち右の史官に對する要請であると共に、歴史の在り方を率直に述べたものである。史官に必要なのは、明るく澄んだ鏡の如き精神を持つことであつて、對象の如何に感わされることなく、事實を有るが儘に直寫するのでなければならぬとするのである。所で彼にとつて重要なのは、この事實その儘を直寫する「認識論」的「模寫」的態度が、經書の中に一致することである。上文に續けて、

苟「愛而知其醜、憎而知其善」、善惡必書、斯爲實錄。

（上）の記述を承け、「善惡必書」とはいう迄もなく、孔子の春秋筆削の態度として傳えられる所である。そしてこの經書的精神が完全に歴史叙述に發揮される時、史官の眼

目とする實録が生れるのである。されば史官の取るべき態度は春秋なる經書執筆の精神に一致するものといへば、従つて歴史叙述の精神は經書の精神に通ずると言ひ得るであらう。

要するに劉知幾が歴史叙述の文體に、その方法に、右の如き要求をなすのは、彼にとつて史書は千載に人の言行を傳え、規範を示す點で、經書に次ぐ或いはそれと同等の高い價值を持つ書であると考えられていたからに他ならない。事實を公平・精確に描寫し乍ら、而もそれによつて千載に規範を示す。ここに吾々は彼の史學理論に於いて古來の大問題である「規範か眞實か」の問題が矛盾なく統一されていることを知るのである。

五 史 學 原 理

以上述べた所は、既に理解せられたように、主として史學方法論ともいふべきものであつた。しかし方法論は單にそれだけで成立するものではなく、何らかの原理を據り所とし、それを實現させる爲の方法論であることはいふまでもなからう。

所で劉知幾には基本的な理念として、右に述べた如き規範主義があつた。又文體論に見た如き、「隨時」の二字に表現される歴史主義があつた。恐らく彼の史學を支える二本の柱は、この規範主義と歴史主義であるといつても差支えないが、實際にこれらを彼が如何に史學原理に體系化していたかは興味ある問題であると思う。私は『史通』の冒頭を飾る六家(尚書・春秋・左傳・國語・史記・漢書)、二體(左傳、漢書)論を、この問題に即應し、廣い意味の史學原理として考察してみようと思う。尚、私はこの六家二體論につき、從來爲されてきた如く、唯この二篇の記述からのみ、それぞれを並列的に解釋することは避け、『史通』諸篇の記述を參考にし乍ら、六家の意味、その系譜を明らかにし、六家二體論によつて、劉知幾が何を意圖していたかを解明したいと思う。

〔六家〕

〔尚書家〕 さて、劉知幾が六家を説くに當り、尚書家を第一に擧げるのは、文獻の形式として最も古いということにある。即ち彼は之につき、尚書家の冒頭に、「其先出於太古」と述べ、その濫觴が太古にあるとする。元々太古の文獻の

形式であり、その形式を繼ぐ文獻の一群が尚書なのである。そして彼はこの太古の時代性からして、この書の性質を更に、

書之所主、本於號令。所以宣王道之正義、發語言於臣下。故其所載、皆典謨訓誥誓命之文。(尚書家)

と述べ、王道の正義を號令なる語言に託して臣下に宣した所謂記言の書とするのである。

然らばこの古い帝王の號令の書が、史書の鼻祖となる所以は何か。劉知幾は先ず、

至孔子觀書於周室、得虞夏商周四代之典、乃刪其善者、定爲尚書百篇。(尚書家)

といい、かかる號令を載せた虞夏商周四代の典籍より、孔子が法則とするに足るものを選択したことにその理由があるとする。ところで彼は別に、

古者判定一史、纂成一家。體統各殊、指歸咸別。夫尚書之教也、以疏通知遠爲主。……(忤時)

と述べている。文意より見て、この「判定一史」とは先の「刪其善者」を指し、「其善者」とは即ち「疏通知遠」なる規範をいうと考えられるから、彼によつて、尚書は一般法則を内容とする史書と考えられていたことになる。つま

り尚書は、孔子の刪定を経ることによつて、歴史的には最も古い文獻であり乍ら、而も萬世に通ずる規範性が附與され、かくして史書の祖となつたのである。併しかかる史書の形式は、

自宗周既殞、書體遂廢。(尙書家)

なる句に明瞭に示される如く、飽くまでも古代的史體であつた。時代の變遷と共に、記言を主とする史體は衰え、史的内容は別の形式の史書によつて傳えられることになるのである。

春秋家 尚書を承けたのは、矢張り經書の一に數えられる春秋である。恐らく次の、

歷觀自古、作者權輿、尙書發蹤、所載務於寡事。春秋變體、其言貴於省文。(叙事尙簡)

という一節は兩者の時間的關係を最も端的に示すものであらう。併し時間的に前後しているとはいへ、兩者に重なり合う部分の存在することは、汲冢璣語中に「夏殷春秋」の存することを據り所として、

孔子曰、疏通知遠、書之教也。屬辭比事、春秋之教也。知春秋始作、與尙書同時。(春秋家)

とあるのによつて知られる。かく時間的に後れて出現したとはいへ、春秋と尚書とが同時に兩存する以上、各々特有の持場がなければならぬであらう。右の文中に示す尚書の「疏通知遠」に對する春秋の「屬辭比事」が即ちそれであつて、換言すれば、尚書の一般法則に對し、個別的判例集なのである。そして春秋が判例集として高い價值を持つ所以も、矢張り孔子の筆削を経たことにあり、且つ尚書の話言に對して、行事によつて實證的に規範を説く點にその歴史的價值があるのである。

逮仲尼之修春秋也、乃觀周禮之舊法、遵魯史之遺文、據行事、仍人道、就敗以明罰、因興以立功、(…)爲不刊之言、著將來之法。(春秋家)

とは、それをいうものに他ならない。かくて孔子の手を経ることにより、相對立する二形式の史書が生れるに至つたのである。

所で劉知幾が春秋家に期待するものに、以上の如き規範性の他に、後來の紀傳體及び編年體史に、史書としての基本形式を提供した事實がある。その形式は、

又案儒者之說、春秋也、以事繫日、以日繫月。(春秋家)

という如く、日月を基に、天變地異より政治的社會的事件に至るまで、全ゆる歴史事象を記すことである。この日月を中心とする叙事形式、即ち所謂編年形式が、後に生ずる史體の基本形式を構成することになるのである。

〔左傳家〕 この期待を伏線としつつ、次に立てられたのが左傳家である。但し彼がこの左傳家をして、尚書・春秋家を承けさせたのには、もう一つの意味がある。既に尚書・春秋はそれぞれ記言・記事という對立した内容を主とする史體であつた。そして對立的なるが故に、兩者は不完全な史體であつたといふことができる。この不完全を克服する爲には、兩者を兼ね合わせ、融合した史體が希求されねばならない。かかる要求に應えて出現したのが左傳家である。

逮左氏爲書、不遵古法。言之與事、同在傳中。然而言事相兼、煩省合理。(載言)

とあるのはそれを示す。この左傳に於いて、古の言・事を主とする二形式の史書が、春秋をその基本形式としながら兼ね合され一體となつている。彼は正にこの點に注目したのである。そして彼は此の言・事を包含する史體の成立を以て、史道が正式に成立したと看做するのである。即ち、

洎夫子修春秋、記二百年行事、三傳並作、史道勃興。(人物)と述べている。ここに三傳とは、公羊・穀梁・左氏を指すと考えられるが、模擬篇には、

五始所作、是曰春秋。三傳並興、各釋經義。如公羊傳慶云「何以書、記某事也」。此則先引經語、而繼以釋辭、勢使之然、非史體也。

と述べ、公羊傳の叙事形式を史體でないとする。しかし穀梁傳の叙述形式も公羊傳のそれと殆んど同じであるから、右の公羊傳形式に對する批判は、同時に穀梁傳形式の批判でもある。従つて劉知幾は公羊・穀梁兩傳ともに史體と認めず、左傳を以て三傳を代表させていることが分る。

然らばかくして成立した史體は如何なる構成要素を持つのであろうか。(一)はいうまでもなく、最も基本的形式として編年體であること、(二)はこの書を貫く根本精神ともいふべき體例である。即ち、

夫史之有例、猶國之有法。國無法則上下靡定。史無例則是非莫準。昔夫子修經、始發凡例。左氏立傳、顯其區域、科條一辨、彪炳可觀。(序例)

と。既述の如く、劉知幾が史書に於いて期待するのは、公正な鑑識であるが、此の例によつて是非の基準が明らかと

なり、人の行爲が正しく評價されることになる。(三)は、年月日の下に順次記された歴史事實に加える評論である。

春秋左氏傳、每有發論、假君子以稱之。(一)夫論者所以辯疑
 釋疑。(二)丘明「君子曰」者、其義實在於斯。(論贊)

と。この評論によつて錯雜した事件に、史官として批正を加え、その歴史の意味を明瞭ならしめるのである。左傳家の主たる構成要素は以上に盡きるであらう。

尚、劉知幾は、この書の編年體形式より結果する長所として、

中國外夷、同年共世、莫不備載。其事形於目前、理盡一言、語無重出。(二體)

という點を高く評價した。華夷貴賤の差別なく、一つの世界に時間の流れに従つて事象が活き活きと展開し、同じ描寫を繰返す必要のないこと、ここに彼は高い價值を認めたのである。併し一物に長短の共存するは世の常というべく、長所に相表裏して最大の缺點も存する。それは、

事當衝突者、必盱衡而備言。跡在沈寘者、不枉道而詳說。(一)故論其細也則纖芥無遺。語其粗也則丘山是棄。(二體)

という點である。國政に關預する者は詳しく記録されるが、政治・社會の表面で派出所に活動しない者は記録されない

ことが多く、一方では瑣細なことに紙數を費やすかと思うと、他方では歴史的に重要な事象すら逸漏することがある。(古)編年體春秋家を超越した左傳家にしてかかる缺陷を有する以上、この缺陷は編年體である限り免れ難きものといわざるを得ない。

かくして左丘明は、かかる缺陷を補う爲に、別に國語(家)を作成したのである。

國語家 この想定の下に、劉知幾は國語家を、左丘明が左傳を著わした際、左傳に收録し切れなかつた説話及び異聞を集め、國別に整理したものであり、春秋時代の事迹は左傳・國語兩々相俟つて圓備を得ると考えるのである。

即ち編年體史左傳が生れた時、早くもその補完策が講ぜられていたのである。従つてこの點からすれば、國語は左傳の補助的な史體である。然し乍ら劉知幾は國語家を一家と認める以上、その役割が右に盡きるものとは考えていない。丘明が國語を著わすに至つた右の單純な個人的動機が、結果的には時勢に合致した史體を出現せしめることとなつた、と見るのである。

既述の尚書・春秋・左傳が、背後にその時代性を暗示し

乍らも、主として叙述の形式より論ぜられたのに對し、意識的に政治的世界を背景に立てられたのが國語家である。

この形式を繼ぐものとして彼の擧げる戰國策・九州春秋三者の性質を歸納するなら、國語家の持つ意味がより明らかになるであらう。今それぞれの社會的背景を検するに、

國語 當春秋之時、諸侯力爭、各閉境相拒、關梁不通。

(便宜上適當なものを煩省篇より補なう。)

戰國策 暨縱橫互起、力戰爭雄、(秦兼天下、而著戰國策。)

九州春秋 當漢氏失馭、英雄角力。司馬彪又錄其行事、因爲九

州春秋、州爲一篇。

とある。要するに一統の君なく、分裂した世界を背景に、國別に篇を設け、各々の始末を論じたのがこの形式なのである。

所で以上のことを念頭に、一步進んで世家篇の、

當周之東遷、王室大壞。於是禮樂征伐、自諸侯出。迄乎秦世、分爲七雄。

なる叙述を併せ考える時、劉知幾が國語家を設けたもう一つの意圖が理解できるようになる。引用を今少し續けるなら、

司馬遷之記諸國也、其編次之體、與本紀不殊。蓋欲抑彼諸侯、

異乎天子。故假以他稱、名爲世家。

とある。即ち司馬遷はこれらの諸國を叙述するに當り、本紀と同じ形式を用い乍ら、大一統の漢帝國に仕える史人として、國統を明らかにする必要に迫られ、已むを得ず世家と名目したのではあるまいか、というのである。つまり前文の政治的に分裂した世界を表現する史體は國語家である。然るに史記に於いては、それが世家となつていのである。換言すれば、これは國語家が世家という形式に變形し、史記の體系の一つに加えられたと、劉知幾に思考されていたことを示すものに他ならない。かく考えるなら、國語家は紀傳體成立史上に於いて、史記の體系の一部を構成すべく豫定された史體であつたともいい得るのである。

要するに劉知幾は先ず國語家を以て左傳家の不備を補う史體とし、これによつて分裂した世界を個別・並列的に表現せんとした。そして更に國語家を後來の史記の體系の一部として歴史的に關係づけようと考えていたのである。

〔史記家〕 以上、上古から戰國時代に至るまで、各時代に固

有の史書として、四家を述べたが、これらの形式を、左傳の經・傳形式を宗としつつ綜合し、一家を立てたのが司馬

遷である。劉氏は史記が生れる迄の状況を、

自五經間行、百家競列、事跡錯糅、前後乖舛。(史記家)

と述べ、或る形式の下に諸文獻が内容的にも整理さるべき時期に當つていたことを暗示し、

至遷乃鳩集國史、採訪家人。上起黃帝、下窮漢武。紀傳以統君臣、書表以譜年爵。(史記家)

という。かくして上古より司馬遷の時代に至る諸事迹が、一つの體系の下に類型的に整然と位置づけられることとなつたのである。然らばその體系とは如何なるものか。劉知幾は史記の體系を次の如く論ずる。先ず史記を貫く理念は本紀に示される。彼は之を、

至太史公著史記、始以天子爲本紀。考其宗旨、如法春秋。(春秋家)

といい、又

蓋紀之爲體、猶春秋之經。繫日月以成歲時、書君上以顯國統。(本紀)

と述べ、形式・精神を春秋に採り、之によつて上古より承け繼がれて來た國統を明らかにするのである。そして本紀に續き、世家では既述の如く國統を尊ぶ爲に獨立せる諸侯國を強いて抑え、形式上一國の絆の下に統轄せしめるので

ある。かくて史記に於いて春秋家・國語家が本紀・世家としてその體系の中に包攝せしめられることとなる。そしてこの間に在て、各國の時間的・空間的關係を明らかにする爲に七種の表が、又禮樂・制度・經濟・地理等の沿革については八書が用いられ、各々周譜・禮經の形式を踏むとするのである。尚、史記の出色はいうまでもなく本紀に對して列傳を設けた點にあるが、劉知幾はこの列傳についても形式上の先行者を求める。即ち、

夫紀傳之興、肇於史漢。蓋紀者編年也。傳者列事也。(…春秋則傳以解經。史漢則傳以釋紀。(列傳)

と。史記に於ける本紀・列傳の關係を左傳の經と傳との關係に比しているのである。

要するに、史記は紀傳書表によつて、天文・地理・歷代國家の禮樂典章に至るまで、宇宙的規模を持つ歴史を編纂せんとし、司馬遷以前に存在した歴史叙述の全ゆる形式を祖述的に組織したというものの如くである。二體篇に、

史記者、紀以包舉大端、傳以委曲細事、表以譜列年爵、志以總括遺漏、逮於天文・地理・國典・朝章、顯隱必該、洪纖靡失。

とは、即ちこれをいうものに他ならない。史記は正にこの

點に於いて高く評價されていたのである。

併し乍ら惜しむらくは、劉氏も、

尋茲例草創、始自子長。而朴略猶存、區分未盡。(列傳)

という如く、これは最初の試みである爲、不完全を免れなかつた。かかる不完全な點は、先ず、

若乃同爲一事、分在數篇、斷續相離、前後屢出。(二體)

とあり、之に對しては事件を一括して理解し易くすることが要請される。第二點は、

又編次同類、不求年月。後生而擢居首帙、先輩而抑歸末章。

(二體)

とあり、人物の排列は年代順に爲さるべきであるという要請である。併し何れも紀傳體の持つ本質的な缺陷であつて、殊に後者は史書の包括する年代を短かく區切ることによつて、僅かに緩和されるに過ぎない。

史記の長所は以上の如く、短所またかくの如しとすれば、その長所を修め、短所を改めんとするものの現われるのは必定である。

漢書家 かくて現われたのが漢書家である。先ずこの書の特色は、漢の歴史を建國者劉邦に筆を起し、漢室の篡奪者

王莽に筆を絶つたことにある。既に述べた如く、紀傳體の長所は天地萬物に亘る宇宙的規模の廣がり把握することにある。既にかかる空間的關係の把握を特質とする以上、縱の時間的關係は副次的とならざるを得ない。従つて紀傳體史の特色を最も善く發揮させる爲には、その包括する時間を最少の時間として一王朝の記述に止むべきであらう。この點漢書は右の理想に合致したものであることが出来る。劉知幾が、

如漢書者、究西都之首末、窮劉氏之廢興、包舉一代、撰成一書。言皆精練、事甚該密。(漢書家)

というのは、即ちこれを指すものというべく、尚書・春秋(竹書紀年)・史記がそれぞれ始末を備えないのに比べ、漢書は之を備えることによつて始めて王朝の興亡の過程を明らかにし、その間に於ける歴史事象に對する史官の批判を可能ならしめ、且つ王朝を單位とする人物の品藻が決定され得るのである。彼に、

既而孟堅勒成漢書、半篇一代、至於人倫大事、亦云備矣。(人物)

と判斷されたのは恐らくかかる理由からであらう。紀傳體史が所謂斷代史とならざるを得ないことは以上によつて明

らからであらう。漢書家はかかる得失を最もよく辨まえた史體として劉知幾に高く評價されていたのである。

以上繰述した所より、漢書が史記を承けたが故に、形式的には本紀が春秋、志(書)が禮經、列傳が左傳というように主として經書を據り所とすることは容易に理解されるであらう。ところで漢書が上に述べた如く經書の系譜に連なる以上、歴史叙述の精神(漢書の精神)も、經書のそれから獨立ではあり得なかつたのである。

昔聖人之述作也、上自堯典、下終獲麟、是爲屬詞比事之言、疏通知遠之旨。(一)諒以師範億載、規模萬古、爲述者之冠冕、實後來之龜鏡。既而馬遷史記、班固漢書、繼聖而作、抑其次也。故世之學者、皆先曰五經、次云三史。經史之目、於此分焉。(叙事)と。經書と史書とは、史記・漢書に至り袂を別つに至つたけれども、經書の規範的精神はその儘史書の中に承け繼れ、歴史叙述の精神となり、その後の正史の在り方を規定することとなつた。歴史事實を精確に描寫することによつて、勸善懲惡の資にするのも、かかる精神の現われであらう。

以上の如く考察するならば、劉知幾の六家の系譜は、單に形式の上からのみでなく、歴史叙述の精神の由來をも説

明せんとして組織されたものであることが理解されるのである。

〔二體〕

扱、私はこの六家論に關連して、劉知幾の爲に辯明せねばならない問題がある。それは宋人鄭樵以來の批判として、劉氏が漢書家を尊ぶが故に、彼を斷代史家とするのであるが、果して彼が漢書家を所謂斷代史と斷定されることに満足したか否かということである。これは劉氏が歴史を連續的變化の中に把握できなかったのか否かという問題に置換できるであらうが、私はこの問題を、彼の史記に對する批判を検討することによつて解決したいと思う。但しこの問題を解決するには、先ず劉知幾の史學の立場を確認しておく必要があるであらう。彼は書志(天文)篇に於いて、

國史所書、宜述當時之事。

と述べ、國史には或る時代に特有の現象を叙述すべきを説く。そして題目についても、

取順於時、斯爲最也。(題目)

というのである。これらは先述の如く國史の表現には當時の言語を用うべしという主張と揆を一にするものであつ

て、彼の歴史主義的立場を表明し、彼が歴史の變化に對し柔軟な適應性を持つていたことを示すものである。

この認識に本ずき、劉知幾の史記に對する批判を窺うに、先ず世家篇に、

夫古者諸侯、皆卽位建元、專制一國、縣縣瓜分、卜世長久。至於漢代則不然。(……)或傳國唯止一身、或襲爵才經數世。雖名班詐土、而禮異人君。必編世家則實同列傳。而馬遷強加別錄、以類相從。雖得畫一之宜、詎識隨時之義。

と。この一節は劉氏の鋭い批判が、史記の何の點に向けられていたかを示すが、要するに世家は春秋戰國の如く諸國が分立した時代にこそ立てる必要があるのであつて、漢代の諸侯王の如きは春秋戰國のそれとは實質的に異なるから、漢史には世家を置くべきでない、歴史の形式は各時代の社會形態に應じたものでなければならぬ、というのである。既に紀傳體の特質は主として空間的關係の把握にあり、時間的關係の把握は從であつた。故に紀傳體史を長年間に亘つて繼續せんとすれば、必然的に歴史的變化を輕視せざるを得なくなる。劉知幾の史記に對する批判は正にこの點から爲されたというべく、司馬遷が歴史を餘りに類型的に組織し、時間的變化を固定化し、各々の時代性を無視

する點に、批判の重點が置かれているのである。史記が會通史であること自體に批判の矢が向けられているのではない。因みに史記家に列擧されている三種の史書に就き、彼が擧げる各々の特色を列記すれば、

《通史》 上下通達、臭味相依。(……)大抵其體、皆如史記。

《科錄》 尤相似者、共爲一科。

《南北史》 紀傳羣分。皆以類相從。

となる。全て「畫一」の烙印を捺さるべきものばかりである。要するに、劉知幾は長期間の歴史を類型的に一括し、個々の時代性を無視する點より史記家を排斥し、之に對して政治的世界を最もよく反映させる史體として漢書家を貴ぶのであつて、彼が各時代毎に一史を立てんとするのはこの爲である。

然らば劉知幾に於いて漢書家と會通史とは如何なる關係に置かれていたであらうか。この問題に對する解答は一見甚だ困難に見えて、實は簡單である。何となれば劉知幾は各時代を代表する諸紀傳體史を接續させることにより、一の會通史の役割を果させんとしていた如く見うけられるからである。尤もそれには前提があつて、唯だ漢書家を接

續するだけで會通史になると考えるのは早計である。ここで私は従来の史論家が劉知幾の所説を批判する際、動もすれば看過し勝ちであつた左傳家に注目すべきであると思う。彼が最も代表的な史體として漢書家を擧げ、それに左傳家を加えて二體とするのは然るべき理由がある筈だからである。

既に六家の一として左傳家に觸れた際、左傳によつて史道が勃興したという一節を引いた。劉氏はこの左傳家を二體の一として尊重するのであるが、左傳家の漢書家に對する最も顯著な特質は、

夫春秋者、繫日月而爲次、列時歲以相續。中國外夷、同年共世、莫不備載、其事形於目前。(二體)

というにある。即ち全ての歴史事象が時間の流れに従つて走馬燈のように現われる點であり、就中、無限に時歲を列する可能性を持つ點である。恐らく彼が左傳家に着目した理由はここにある。左傳家こそが古今に亘つて縦の流れを把握するのに最も適した史體であると考えていたのである。この點に關して、

荀悅有云、立典有五志焉。一曰達道義。二曰彰法式。三曰

通古今。四曰著功勳。五曰表賢能。(…)千寶之釋五志也(…)。今更廣以三科、用增前目。一曰叙沿革。二曰明罪惡。三曰旌怪異。(書事)

とあるのが參考になる。右に引く荀悅・千寶は、それぞれ漢紀・晉紀を以て、俱に左傳家の一人に數えられるが、彼らの言に則り乍ら、劉氏が之を敷衍しているのである以上、荀悅の五志の一に「古今を通ず」といい、劉知幾の三科の一に「沿革を叙す」とあるのは、即ち彼が左傳家の精神に會通史の精神を見出していた明證といふべきであろう。従つて無限に時歲を列する可能性に本ずき、左傳家を王朝毎に繫げば、即ち會通史が完成する筈である。

この際、問題は史官個々人の歴史觀の相違に伴う會通史の不可能という困難であるが、劉知幾の所謂模寫的精神を以て忠實に歴史叙述が遂行される限り、かかる困難の介入する餘地はない。史官の主觀の入り得る「君子曰」、「論曰」は史官個人の評論として獨立に設定され、歴史叙述とは容易に分離できるから、會通史として記事のみの接續が可能である。

かかる理解の上に立つて、次の一節に、

夫前志已錄、而後志仍書。篇目如舊、類煩互出。何異「以水濟水、誰能飲之」者乎。(書志藝文)

とあるのを併せ考える時、左傳家は勿論、漢書家の有する意味も一層明瞭になる。歴史叙述の精神は模寫的叙述という點で一貫しているのであるから、各斷代の歴史の接續が通史なのであつて、態々會通史を作り、重複を加える愚は爲すべきでないというのである。劉知幾の左傳家なり漢書家は斷代史であり乍ら、而も最も根本的な點に於いて會通史に繋がるという得るのである。

要するに劉知幾は紀傳體に於いて各王朝の横の斷面を分析し、編年體に於いて縦の流れを通觀せんとしたのであり、更に歴史事象の一王朝の斷代的評價を紀傳體に、通代の評價を編年體に求めたといつて差支えないであらう。

尚、ここで一言しなければならぬのは、從來の所説では六家は唯だ史書の六つの類型として考えられ、又『史通』六家篇でも一見並列的に論ぜられてゐる點である。この立場からすれば以上に述べた私の見解は一見無稽の如くであるが、それにつき管見を傍證するに足るのは、二體篇に續く載言篇に於いて尚書の「言」が紀傳體では一處に收

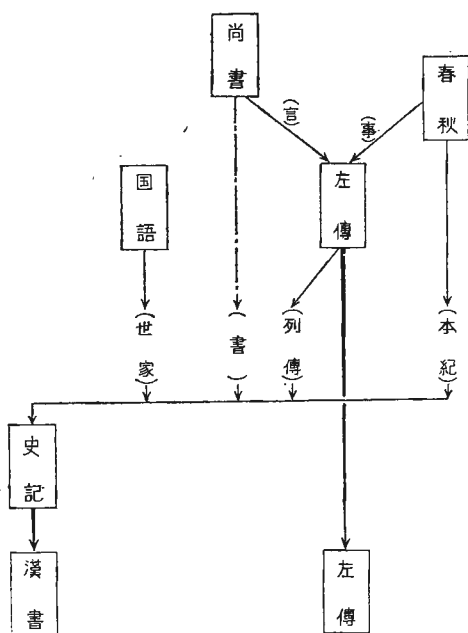
録されていないから、「書」という項を作り載「言」の專篇とせよという議論があることである。この篇は嘗て紀昀が『史通創纂』に於いて削つた爲に、却つて有名になつたものであるが、これは彼が六家を有機的に理解しなかつたことに因るといつてもよい。つまりこの載言篇の議論は、春秋(家)が史記に於いて本紀となり、左傳(家)が列傳となり、國語(家)が世家となつたのに對し、獨り尚書のみが紀傳體の體系に組み入れられていないということに起因するのである。尤も左傳(家)が春秋の「事」と尚書の「言」とを兼ね合せた史體であつたから、「言」が左傳の中に又史記列傳の中に生きてゐると考えられる。併し春秋が本紀となつてゐる以上、尚書にも同様の位置が與えられて然るべきである。かく考えるなら、尚書の「言」を載せるべき「書」を新設すべしというのは、彼が六家を一つの系譜として考えていたことから生れた議論でなければならぬ。と同時に之は裏返せば「書」なる篇を設くべく六家篇を説いたとも換言できるのであらう。

案選固列君臣於紀傳、統遺逸於表志。雖篇名甚廣、而「言」獨無錄。愚謂、凡爲史者、宜於表志之外更立一「書」。若人主之制冊詔令、君臣之章表移檄、出之紀傳、悉入「書」部。(…)夫能

使史體如是、庶幾春秋、尙書之道備矣。

というのは、少くとも上の如く考えなければ、全く無意味な主張乃至は單なる思いつきに過ぎなくなるのである。この點より見ても、六家は系譜的に理解されなければならぬまい。

尚、以上を整理して六家の系譜を圖示すれば次の如くである。



六餘論

初めに述べた如く、私は以上に於いて、『史通』の中

より史學上の大問題となるべきものを抽出し、それを私なりに體系的に論じてきた。そして今私はその約束を略ぼ果したかに思う。併し乍ら振返つて見ると、餘りにも觀念の一面をもて遊び、又近代史學との比較に於いて論じた爲もあつて、『史通』の時代性を等閑に附した嫌いがあるように思う。そこで私は以上を締めくくる意味も含めて、劉知幾の生きた七世紀中國社會、就中史館を取り巻く環境について、極く大まかに歴史的素描を行い、結びに代えたいと思う。

周知の如く、劉知幾の生を享けた唐朝は、南北朝の分裂を統一せる隋朝を繼承した王朝であつた。所で問題は、唐が隋を承けて南北朝の貴族社會を、その統治下に置いたことにある。この社會では、屢々論ぜられる如く、能力よりも、家柄が重んぜられる傾向にあり、殊に南朝では、三國魏以來のかの選舉法施行の結果、高門の貴族はその官を得るに有利であり、起家して中央の官に即くにも、最も清閑な官を得ることが出來た。中でも著作佐郎・祕書郎が彼らに最も喜ばれたとは宮崎市定氏の所説であるが、通典卷二六、職官八祕書郎の條には、之を、

(…)尤爲美職、皆爲甲族起家之選、待次入補、其居職例十(梁書傳二八張纘、十作數十百)日便遷。(…)自齊梁之末、多以貴遊子弟爲之、無其才實。

と述べ、注にはこの結果として、

上車不落則著作、體中何如則祕書、

なる諺さえ生れるに至つたという。ここで注意すべきは、この著作佐郎なる官である。この官はいふ迄もなく三國魏以來著作局に屬し、著作郎の下で作史する官であつたが、併し右の如く之が起家の官となり、やがて他官に移る爲の腰掛であつた以上、作史は彼らに行われる筈はなく、従つて當時の爲政者は他の官吏をして之を兼任せしめ、その職を代行させなければならなかつたのである。

かかる傾向は、南朝の制度文物に私淑した孝文以後の北朝でも著しくなり、

普泰以來、三史稍替、別置修史局。其職有六人。(史官建置)

とある如く、魏も末の普泰年間には遂に著作局とは別に修史局が建てられ、六人の史職が置かれることとなつた。

尚、魏が亡んで後、一般の官制と同じく、この修史局も北齊に承け繼れ、高官の監修史と修撰の職員を置き修史させた如くである。恐らくこれは唐の史館の先驅と考えられる

が、やはりここでも監修史は唯の名譽職であつた。例えば高隆之の如きは、

又詔平原王高隆之總監之、署名而已。(北齊書傳二九魏收)

とあり、完成した史書に署名するのみであつたという。

史官のかかる傾向は、その後隋の統一と、文帝の鄉官廢止等嚴格な貴族抑壓政策の爲に一時影をひそめたが、間もなく隋が亡び、唐朝が著作局を設けるに及んで再び現われるに至つた。中でも高宗の時には、その惡弊は極點に達したともいふべく、史官建置篇に、

暨皇家之建國也、乃別置史館。(…)館宇華麗、酒饌豐厚。得廁其流者、實一時之美事。至咸亨年、以職司多濫、(…)由是史臣拜職、多取外司。著作一曹、殆成虛設。

といわれるまでになつたのである。そして著作局が、右の如く虛設となつた許りではなく、別に設けられた史館に於いても、

近代趨競之士、尤喜居史職。至於措辭下筆者、十無一二焉。既而書成繕寫、則署名同獻。爵賞既行、則攘袂爭受。(遂使是非無準、眞僞相雜、生則厚誣當時、死則致惑來代。)(史官建置)

という有様であつた。正に修史事業は危殆に瀕するに至つたのである。劉知幾が阿諛の徒に圍まれ、四面楚歌の中に

「嗟乎、任その職に當ると雖も、吾道行われず、……」と嘆息するに至つたのは、この時代だつたのである。彼の偏狹なまでに厳しく史才を限定する「史才論」は、このような史館を背景に論ぜられたのであり、この「史才論」の「識」に於いて強禦を避けない正義感を強調するのは、かかる史館と、その背後の武・韋二后の専制とを考慮して始めてその意味が明瞭に理解される。

そして史料批判に於いて、起居注を始めとする正統史料にも猜疑の目を向け、野史的史料を参照するのも、それが彼の卓れた科學的精神に貫かれているとはいへ、矢張りこの曲筆の横行した時代性と無關係ではない。

更に彼が『史通』に於いて、本紀の書き方に始まり、題目・斷限・編次の要領、延ては文章に至るまで、實例に基き批判的にその主張を展開するのは、當時の史官の餘りにも無見識なのを教導する目的でもあるかの如くである。

このように考察するなら、『史通』の一書は勿論劉知幾の天才によるものではあるが、併しその天才を一書にかくまで高度に發揮させた史館の實情も又輕視することはできないであらう。

① 註

これらの諸研究については、増井經夫氏「清代史通學」(『東方學會創立二十五周年記念東方學論集』)、内藤戊申氏「史通研究史略」(『寧樂史苑』第九號)を参照されたい。

②

○胡應麟『少室山房筆叢』(卷十三乙部史書估量一)に「才學識三長、足盡史乎。未也。有公心焉。直筆焉。五者兼之、仲尼是也。」とあるのによる。

○章學誠『文史通義』(內篇五、史德)に「才學識、三者得一不易、而兼三尤難。(…)昔者劉氏子玄蓋以是說謂足盡其理矣。雖然、史所貴者義也。而所具者事也。所憑者文也。孟子曰其事則齊桓晉文、其文則史、義則夫子自謂竊取之矣。非識、無以斷其義。非才、無以善其文。非學、無以練其事。三者固各有所近也。」とあるのによる。

○張采田『史微』(內篇序)に「劉子元(玄)論史有三長、才也學也識也。竊謂爲學亦然。文章謂之才、考訂謂之學、義理謂之識。而識爲最難。夫調停兩可、非識也。憑虛臆決、亦非識也。識也者謂能別白古人學術之異同、融會而貫通焉。使後人知所決擇耳。」と述べている。

○傅振倫氏は、『劉知幾年譜』(年譜、中宗景龍四年條)に史識と題し、「知幾從事於史學、知有三難、曰學、曰才、曰識。(…)三者之中、史識尤爲重要。蓋有學無識、胸迷者素、又爲徒讀矣。(…)夫史材之搜集、貴乎廣博、而去取則尙審慎。苟無史識、以慎其擇、史事尙可問乎。」と論じ、又史德と題し、「史德云者、謂撰史之心術而循乎道德者也。」といつてゐるから、識の理解は章・張二氏と基本的に同じである。

尚、白壽彝氏の説は『學步集』（一六五頁）によつた。

- ③ 史料批判については、張壽林氏に「劉知幾與章寔齋之史料蒐集法及鑑別法」（『晨報副刊』、民國十六年七月・第七十期）と題する論文があり、劉氏の方法を史料鑑別、史事鑑別の二つに分け、それぞれ反證法・推理法に本ずくとしている。

- ④ この擬作説について、宋人蘇軾は、

劉子玄辨文選所載「李陵與蘇武書」、非西漢人。蓋齊梁間文士擬作者也。予因以悟陵與武贈答五言、亦後人所擬。（『東坡文談錄』及び『裨海』所收「東坡志林」）

と論じ、降つて明人郭孔延は、この書が文選に載せられてゐる點に著目し、

但昭明文選與「子長答任安書」並載、則齊梁間已有此書。豈魏晉間人擬爲之耶。（『史通註』）

と論じてゐる。

- ⑤ 表歷篇に、

蓋譜之建名、起於周代。表之所作、因譜象形。故桓君山有云、太史公三代世表、旁行邪上、並効周譜。此其證歟。とあるのによる。

- ⑥ 書志篇の序に、

及班固著史、別裁書志。考其所記、多効禮經。とあるのによる。

- ⑦

左傳の經と傳とは始め別々に行われ、杜預によつて一書に合併され現在の體裁になつたことは、今日では常識であり、従つて左傳の經傳關係を史記の紀傳關係に結びつける劉知幾の説は妥當性を缺くが、今は論じないこととする。

- ⑧

この左傳家について、既に重澤俊郎氏は「文獻目録を通して見た六朝の歴史意識」（『東洋史研究』一八一—四頁）に、紀傳方式を一たび經驗した後の編年方式は原始編年主義と區別すべきであると論じてゐる。ここにいる左傳家も寧ろかかる意味の、王朝毎に立てられた編年體史を指す。

- ⑨

六家二體論については、内藤虎次郎氏「支那史學史」（一七四頁以下）・内藤戊申氏「史通の六家二體に就て」（『史林』二二）同「斷代史について」（『石濱先生古稀記念東洋學論叢』所收）・重澤俊郎氏「司馬遷研究」（『周漢思想研究』）同「班固の史學」（『東洋文化の問題』第一號）・金井之忠氏「唐代の史學思想」・高坂正顯氏「支那人の歴史觀」（『東亞人文學報』一ノ四）等を參考にした。

- ⑩

今、吉川忠夫氏（「顔之推小論」・『東洋史研究』二〇—四）の「車から落つこちなければ著作佐郎、御機嫌いかがですか」と書ければ祕書郎」という解釋に従う。

尚、テキストには浦起龍「史通通釋」を用い、李維祺「史通（評釋）」・黃叔琳「史通訓故補」・盧文昭「史通校正」（抱經堂叢書「群書拾補」所收）を併用した。注釋書としては浦・黃二氏の書の外に、猪飼敬所「史通通釋補正」・陳漢章「史通補釋」（『史學雜誌』第一卷第五期—第二卷第六期、民國十八—二十年）・楊明照「史通通釋補」（『文學年報』第六期、民國二十九年）等を參考にした。

（本稿は修士論文の一部を補修したものである。もと經書批判・古文運動なども取扱つたが、編集子の要請に従ひ割愛した。）